

福岡県立学校における医療的ケアについて

福岡県教育委員会では、県立学校で学ぶ医療的ケアを必要とする幼児児童生徒(医療的ケア児)にとって安全・安心な教育環境を整備するため「**県立学校医療的ケア体制整備事業**」に取り組んでいます。

県立学校医療的ケア体制整備事業とは

医療的ケア児が通学する県立学校に看護師免許等を有する者(看護職員)を配置し、主治医の指示に基づいて校内で医療的ケアを行います。

さらに、医療的ケア指導医を委嘱し、看護職員等が指導助言を受ける機会を設けるなど、学校で安全に医療的ケアが実施できるよう努めています。

県立学校で行われる医療的ケア

この事業でいう医療的ケアとは、日常生活に必要な医療的な生活援助行為であり、保護者が医師からの指導を受け家庭で行っている行為を言います。

具体的には、**たんの吸引**、**経管栄養**、**導尿**、**酸素療法**、**人工呼吸器の使用**などがあります。医療的ケアは医行為に当たるため、医療の資格を有しない者が反復継続する意思をもって行うことはできません。

また、学校は心身の発達に応じた教育を行う場であり、医療機関で行われる治療行為とは区別されるものです。そのため、学校で行う医療的ケアは、お子様の健康状態が安定し、医師のいない環境でも看護職員が安全に実施できるものであることを前提に、個々の健康状態、主治医や医療的ケア指導医の指導助言などを踏まえて、個別に判断されます。

主な医療的ケア



たんの吸引



経管栄養(経鼻)



経管栄養(胃ろう)



導尿

医療的ケアの実施に必要な手続

手続	手続の内容
1 医療的ケアに関する説明 (学校⇄保護者)	保護者から学校へ、お子様の健康状態や医療的ケアの内容等について情報提供をお願いします。それを踏まえ、学校は、医療的ケアの実施体制や必要な手続等について説明します。
2 医療的ケア実施申請 (保護者→学校)	保護者から学校へ、主治医が作成した「意見書」を添えて「医療的ケア実施申請書」を提出します。
3 医療的ケア実施通知 (学校→保護者)	申請を受けた学校は、意見書等をもとに学校で安全に医療的ケアが実施できるかどうかを検討し、その結果を保護者に通知します。
4 主治医による指示 (主治医→学校)	医療的ケアを実施する場合、学校は主治医から書面による指示を受けます。その際、看護職員が主治医と面談し、指導・助言を受けることとします。
5 医療的ケアの実施依頼 (保護者→学校)	保護者から学校へ、「医療的ケア実施依頼書」を提出します。
6 手技等の引継ぎ・確認 (保護者⇄学校)	看護職員が手技に習熟するとともに、児童生徒等が看護職員の手技に慣れ、安心して学校生活が送れるように実際の学校生活場面で、保護者と学校の引継ぎを行います。
7 医療的ケアの実施	学校と保護者は、連絡帳のやり取りなどを通じて日々の連携を図りながら、看護職員が医療的ケアを行います。

※ 指示書に記載された指示期間が経過するごとに、4及び5の手続(継続手続)が必要となります。

福岡県立学校の医療的ケアQ&A

医療的ケアが行われるのは特別支援学校だけですか。

この事業は、特別支援学校だけでなく県立の中学校・中等教育学校・高等学校を含むすべての県立学校が対象となります。

なお、特別支援学校の訪問教育、高等学校の通信制課程は対象となりません。

保護者が学校生活に付き添う必要はありますか。

この事業は、保護者の付添いを前提にしてはいるものではありませんが、個々の児童生徒等の疾患や障がいの状態、医療的ケアの内容等、個別の事情に応じて校長の判断により付添いを依頼することがあります。ただし、児童生徒等の自立を促す観点から保護者の付添いは真に必要な範囲に限ることとしています。学校生活への付添いが必要となる場合として、次のようなものがあります。

- ① 医療的ケア実施手続が完了するまで
- ② 疾病や体調不良による入院や長期欠席から回復後、再び登校する際
- ③ 看護職員の不在時
- ④ 校外での学習（宿泊を伴う行事等を含む。）

特別支援学校の通学バスは利用できますか。

特別支援学校で運行している通学バスに看護職員は乗車していませんので乗車中に医療的ケアを行うことはできません。これを踏まえ、以下の条件をすべて満たす場合に、校長の判断で利用が認められる場合があります。

- ① 定時に行われる医療的ケアのみを必要とする児童生徒であって、かつ、乗車中にそれらの医療的ケアを行う必要がないこと。
- ② 健康状態が安定していること。また、生活リズムが確立・安定しており、乗車中の環境（乗車時間、乗車姿勢、車内環境等）が心身に過度な負担とならないこと。
- ③ 乗車中に想定される緊急時の対応手順が作成されていること。
- ④ 通学バスを利用することについて、主治医の同意があること。
- ⑤ 学校と保護者間の連絡体制が確立していること。



学校での医療的ケアに必要な医療機器等は誰が準備するのですか。

たんの吸引に必要な吸引器等の医療機器や器具、経管栄養で用いる栄養剤その他薬品等は各御家庭で準備していただきます。

また、医療的ケア実施手続に伴う医療機関の受診や指示書等の作成に要する費用も保護者に御負担いただきます。

特に、医療機器については、メーカーが定める定期的なメンテナンスをはじめ、非常時の停電等に備えたバッテリーの充電など、安全に医療的ケアが実施できるよう御協力をお願いします。

県立学校での医療的ケアを、より詳しくお知りになりたい方は・・・

「学校における医療的ケアガイドライン」(令和5年2月 福岡県教育委員会)

福岡県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ikea-guidelines.html>



・学校での医療的ケア
・入学に関するご相談などは、

各県立学校 又は 県教育委員会まで
お問い合わせください。

福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話：092-643-3914

FAX：092-643-3884

メール：ktokushi@pref.fukuoka.lg.jp